

児相で一時保護子の意見代弁

支援員配置自治体8割



虐待を理由に一時保護されるなどした子どもの声を聞き、周囲に伝えるのを手助けする「意見表明支援員(子どもアドボケイト)」の配置事業を今年度、児童相談所を設置する全79自治

体のうち約8割に当たる61自治体が実施することが、毎日新聞の調査で明らかになった。子どもの意見表明権を保障する取り組みの一環として、今年4月に施行された改正児童福祉法で自治体の努力義務となった。

児が一時保護を解除されて2019年に虐待死した事件などを受け改正された。児相には、子どもの一時保護や施設の入退所などを決める際に本人の意見を聞くことを義務付けた。ただし、子どもが一人で意見をまとめたり、伝えたりするのは難しいこともあるため、児相から独立して子どもの側

一時保護中に「意見表明支援事業」を実施する児童相談所設置自治体

全ての子どもを対象	道県	北海道、岩手、宮城、茨城、群馬、神奈川、富山、福井、山梨、長野、静岡、愛知、滋賀、岐阜、奈良、和歌山、鳥取、徳島、福岡、佐賀、熊本、大分、沖縄
	政令市	名古屋、大阪、北九州、熊本
	中核市	横須賀、明石、奈良
一部の子どもを対象	東京23区	港、中野、豊島、荒川、板橋、葛飾、江戸川
	都府県	埼玉、千葉、東京、岐阜、三重、京都、大阪、岡山、広島、山口、香川、高知、鹿児島
	政令市	札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、岡山、神戸、堺、広島、福岡
	東京23区	世田谷

※実施時期は2024年度中

親家庭で生活している子どもなども対象となる。児相は都道府県、政令市のほか、中核市のうち横須賀、金沢、明石、奈良の4市、東京23区のうち世田谷、江戸川、荒川、港、中野、

板橋、豊島、葛飾の8区が設置している。調査は昨年11月〜今年、24年度に一時保護中の子どもを対象に事業を実施するかどうかをたずねた。実施すると答えたのは61自治体で、法施行前から実施していたと回答した40自治体から、1・5倍以上に増えた。このうち全ての子どもを対象に実施するのは37自治体(全設置自治体の47%)、一部の子どもを対象に実施するのは24自治体(同30%)だった。

事業の委託先は、専門の研修を受けた人が所属する民間の非営利団体が24自治体で最も多い。24年度は実施しない、または未定と回答した自治体に、その理由を複数回答で尋ねたところ「意見表明支援員の派遣を委託する先が決まらない」が8自治体で最も多かった。西南学院大の米留里美准教授(社会福祉学)は「8割近くの自治体の実施は、子どもの権利保障に取り組む前向きな姿勢の表れ」と評価。一方、児相OBなどの個人に委託する例もあり「アドボケイトが子どもの側だけに立つには、児相からの独立性を担保した体制が求められる」と指摘する。

【黒田阿多子、垂水友里香】

とも言葉を返さないといつ
 いて、自分自身を上げられる
 ように言葉するのが役割りだ
 と周知してしまふ」と語る。
 アドボケートの活動に詳し
 い山根直夫の相澤は「意見
 交換」とも意義づけ、意見
 表明交換は、もて刃の剣でも
 ある」と語る。例えば子ども
 がアドボケートの助けにな
 せ一時保護されたか知りた
 いと返えたとする。児相職員
 が話してくれてありがとう
 と丁寧に感謝すれば子どもの
 力になるが「逆に説明したよ
 ね」といふ直接話してくれ
 なかったのといふ点に反対
 すれば子どもはかえって傷つ
 くからだ。「療心は職員や車輦
 ほど自分は子どもの声を聞
 けている」と思ふところが、身
 近な人とは話したくないこ
 もある。関係者は意見表明交
 換の必要性を理解し、意見を
 聞きまはなしにせず子ども
 のために働けるよう心がけ問
 われていふと理解する。

【星田阿紗子・華木友里香】